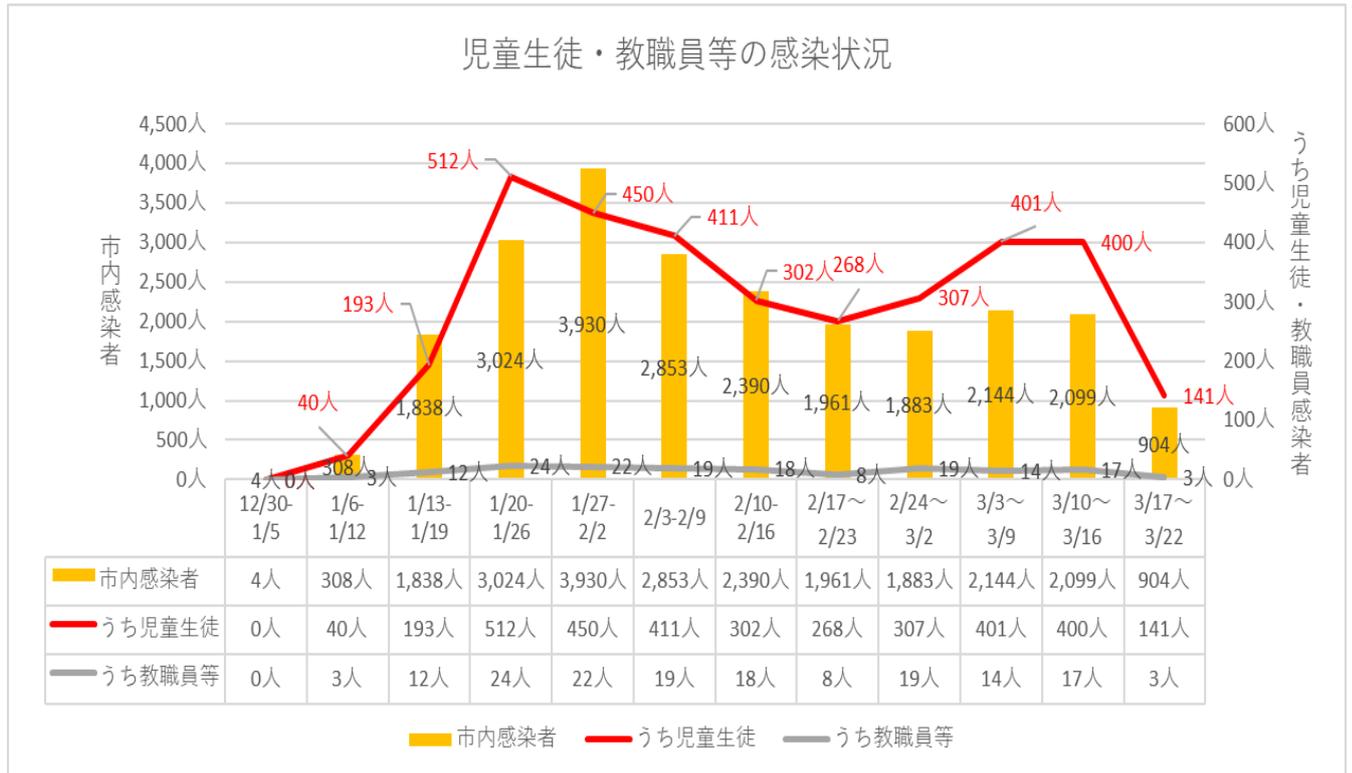


新型コロナウイルス感染症対策にかかる取組について

令和4年3月24日 教育委員会事務局

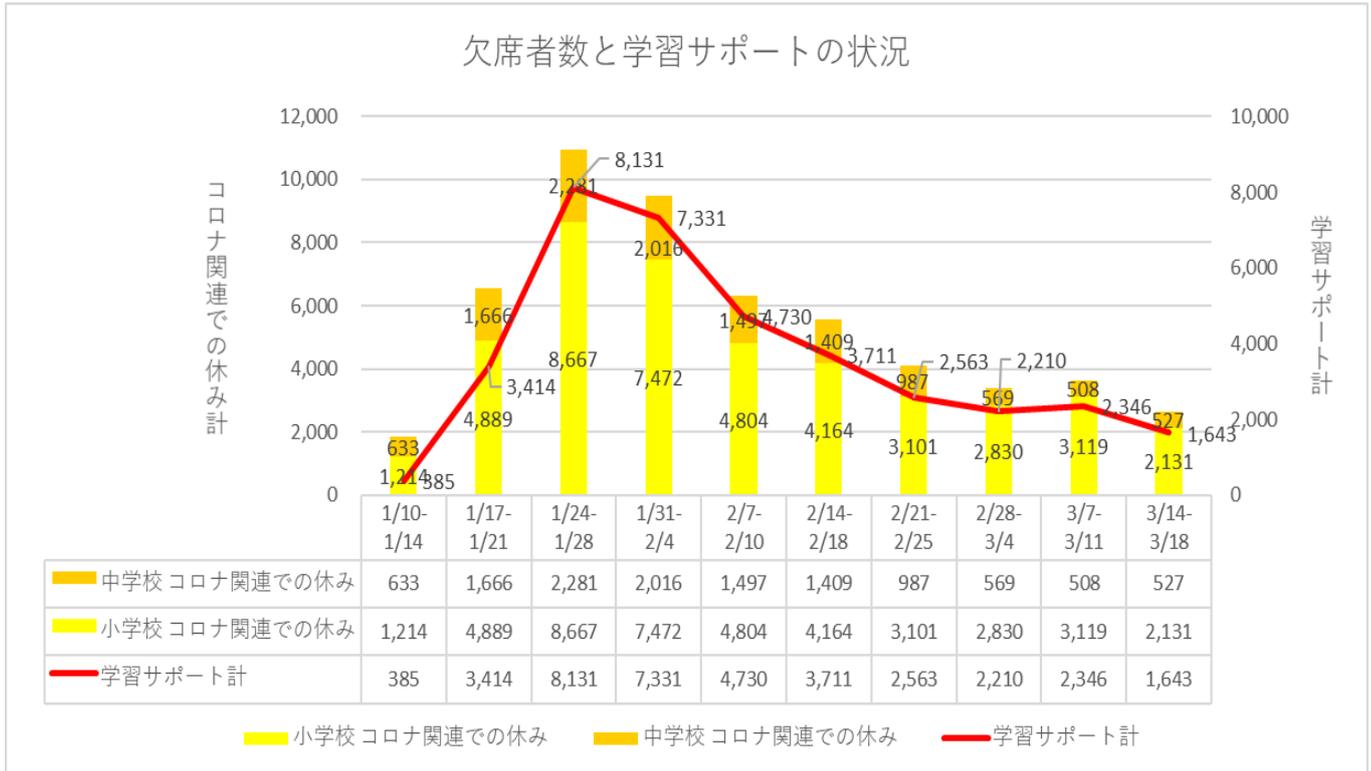
I 学校現場における感染状況と学習サポートの状況

(1) 児童生徒・教職員等の感染状況



- 令和4年1月7日に児童生徒の感染が確認されて以降、市内感染者の増加に比例して児童生徒の感染者数も増加した。
- 1月20日～26日の週には、児童生徒の感染者数は最多の512名となった。
- 2月17日～23日の週には268名まで減少したが、その後再び増加に転じた。
- 3月17日～22日の週には141名まで減少した。

(2) 新型コロナに伴う欠席者数と学習サポートの状況



○新型コロナに伴う出席停止や感染不安等による欠席は、1月24日～28日の1週間で小中合わせて10,948人に上った。

(濃厚接触等による出席停止：4,379人、感染不安による休み：6,569人)

○出席停止や感染不安により登校しなかった児童生徒に対しては、授業のライブ配信等の学習サポートを実施。

(3) 学習サポート

学習サポートの内容（保護者への通知内容）

| 教科等 | 学習サポート方法 |
|-----------------------------|---|
| 国語、社会、算数、理科、外国語活動・外国語、道徳、学活 | 授業のライブ配信を行います 次の場合、別の方法となる場合があります ①普通教室以外での授業となるなど、授業内容によってライブ配信が困難な場合 ②授業内容によって効果的な別の方法があり、児童・保護者と同意がある場合 |
| 音楽、図工、家庭、体育、生活、総合的な学習の時間 | 特別教室等での授業や実技系の授業、活動中心の授業は、授業場所や授業内容を考慮して、効果的な学習サポートを行います。ライブ配信を行う場合もあります |

(1) 感染者への対応

○学校における臨時休業（学級閉鎖、学年閉鎖、休校）の判断にあたっては、保健所の助言を踏まえ決定していたが、感染者の急激な増加に伴う保健所業務のひっ迫により、

- ・学校における疫学調査が進まない
- ・濃厚接触者または接触者の検査が出来ない

状況となり、その結果、保健所の助言を受けるまでに時間を要し、学級閉鎖等が長引く状況となった。

○上記のことを踏まえ、学校で陽性者が出た場合の対応について下記の通り実施

1 保健所内に学校対応チームを設置

- ・教育委員会から、指導主事や再任用職員（元教員）を派遣
- ・学校での感染状況を把握し、濃厚接触者や接触者の判定作業及び判定結果の学校への通知、児童生徒の行動履歴を保護者へ聞き取る等の対応を実施

2 臨時休業の判断基準を明示

○文部科学省が示す基準を準用し、判断

【学級閉鎖】

以下のいずれかの状況に該当し、学級内で感染が広がっている可能性が高い場合、学級閉鎖を実施する

- ①同一の学級において複数の児童生徒等の感染が判明した場合。
- ②感染が確認された者が1名であっても、周囲に未診断の風邪等の症状を有する者が複数いる場合
- ③1名の感染者が判明し、複数の濃厚接触者が存在する場合
- ④その他、設置者が必要と判断した場合

【学校全体の臨時休業】

学校の総学級数の25%以上の学級を閉鎖するなど、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合、学校全体の臨時休業を実施する

【休業期間】

閉鎖の期間は、5日程度を目安に、感染の状況把握、感染の拡大状況、児童生徒等への影響等を踏まえて判断する。

3 学校における接触者への対応

- ・これまで学校で感染者が発生した場合、保健所による疫学調査の結果を踏まえ、濃厚接触者については保健所又は医療機関における検査、接触者（クラスメート全員等）について学校で検査を実施してきた。
- ・しかし、①オミクロン株による感染は第5波までと比較して症状が軽いこと②濃厚接触者や接触者に限らず感染していること③保健所業務のひっ迫により、現在、市民については濃厚接触者であっても症状がなければ検査をしない対応を取っていることを踏まえ、学校における接触者への学校での検査は行わないこととした。

(2) 小学校等における集中的検査及び社会機能維持検査の実施

① 小学校等の教職員に対する集中検査

○国の基本的対処方針に基づき実施している高齢者施設等の従事者に対する集中的検査の対象を小学校等にも拡充し、週に1回、全ての教職員に抗原定性検査キットを用いた検査を実施することで感染者を早期に探知して、クラスター発生の防止を図る。

○対象施設

小学校92校、幼稚園6園、あおば支援学校、児童育成クラブ87施設

○検査実施期間

令和4年3月22日の週から4月最終週まで（週に1回程度の検査）

② 社会機能維持検査（濃厚接触者になった場合の待機を早期に解除するための検査）

○小学校等で従事する教職員が濃厚接触者となった場合、待機期間を早期に解除するために抗原定性検査キットを用いた検査を実施することで、濃厚接触者の待機期間を早期に解除し社会機能維持を図る。



○対象施設及び検査実施期間

上記の①の集中的検査と同じ

※①の対象ではない中学校や高等学校等は、別途労務厚生課にて措置された、抗原定性検査キットを検査希望校（者）に配布して対応している。

(3) 今後の検討課題

令和4年3月17日付文部科学省からの事務連絡で発出された事務連絡の取扱いについて協議を行う必要がある

「オミクロン株が主流である間の当該株の特徴を踏まえた濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査の実施に伴う学校に関する対応について」

・保育所、幼稚園、小学校で感染者が発生した場合、濃厚接触者を特定するかは自治体ごとに保健所と相談して方針を決定する。

・中学校や高校で感染者が発生した場合、濃厚接触者の特定は必ずしも行われたい。

（感染者数が低水準の自治体については引き続き幅広く特定を行うことも妨げられない。また、同時に多数の感染者が発生し感染拡大の場となっている可能性がある状況など、さらなる感染対策の必要性が認められる場合には、地域の実情に応じ、保健所と連携を図ることを検討する。）

【参考】学校現場における第6波への対応状況

| 年月日 | 対応状況等 |
|---------|---|
| R4.1.12 | ○感染が急拡大していることを踏まえ、県がリスクレベルを2に引き上げ |
| R4.1.13 | ○県リスクレベルが「2」となったことから、感染状況等に応じた様々な対応をまとめた「対応パッケージ」を各学校（園）へ通知 |
| R4.1.14 | ○リスクレベル引き上げに伴う部活動の対応について各学校へ通知 ・感染リスクが高い活動を控える、練習時間は出来る限り短くするなどの対応を取るよう通知 |
| R4.1.17 | ○オンライン授業のための準備及び留意点について通知 ・アプリのバージョンアップ、タブレットの長時間使用による児童生徒への負担軽減、オンライン授業時の児童生徒の質問対応等について通知 |
| R4.1.19 | ○熊本県に「まん延防止等重点措置」の適用が決定（適用期間は1/21～2/13） |
| R4.1.20 | ○「まん延防止等重点措置」の適用に伴う対応について通知 ・感染リスクの高い学習活動の一時停止や代替活動で実施 ・部活動は、県内外問わず他校と交流する合同練習等を中止 ・市立高校は分散登校や時差登校等を実施 |
| R4.1.24 | ○熊本市医療非常事態宣言 |
| R4.1.27 | ○県がリスクレベルを「3」に引き上げ ○リスクレベル引き上げに伴う市立学校の対応について通知 【部活動について】 ・自校での練習は1/29～2/13まで原則禁止 ・2週間以内に公式大会等を控えている場合は、平日最低限の人数で1時間程度の練習を認める 等 【臨時休業等の判断について】 ・保健所業務がひっ迫していることから、学級閉鎖や学校全体の臨時休業の判断基準を設定 ・学校で感染者が発生した場合、接触者に対する学校での検査は実施しない 等 |

| 年月日 | 対応状況等 |
|---------|---|
| R4.1.28 | ○市立幼稚園における登園自粛要請について通知 |
| R4.2.10 | <p>○まん延防止等重点措置の期間延長に伴う対応について通知</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、感染リスクが高い学習活動は一時停止や代替活動で実施 ・部活動も、自校での練習は原則禁止。ただし、校長の判断により必要な場合は大会4週間前からの練習も認める 等 <p>○まん延防止等重点措置の期間延長に伴う登園自粛延長の協力について通知</p> |
| R4.3.4 | <p>○まん延防止等重点措置の期間再延長に伴う対応について通知</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染症対策を講じてもなお感染リスクの高い学習活動自粛の再徹底を依頼 ・部活動については、感染リスクの高い活動は一時的に停止、または代替活動を含めて適切に対応することを徹底するなどの制限を設けた上での活動を認める |
| R4.3.10 | <p>○小学校等の教職員に対する集中的検査等の実施について通知</p> <ul style="list-style-type: none"> ・まん延防止等重点措置が延長されたことに伴う新たな感染対策として、小学校、幼稚園、あおば支援学校、児童育成クラブの従事者に対して抗原定性検査キットを配布 |
| R4.3.14 | <p>○中学校、高校（平成さくら支援学校含む）、総合ビジネス専門学校に従事する職員に対しても抗原定性検査キット配付について通知</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者であり各学校で待機解除が必要と判断した職員が使用する抗原定性検査キットを必要に応じて配布 |
| R4.3.17 | ○まん延防止等重点措置が3月21日をもって終了することが決定 |
| R4.3.18 | <p>○県がリスクレベルを「2」に引き下げ</p> <p>○まん延防止等重点措置の解除に伴う対応について通知</p> <p>【学習活動について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動については、可能な限り感染症対策を行い、ICTの活用も含め実施方法を工夫する <p>【部活動について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染リスクが高い活動は代替活動を含め適切に対応することを徹底 ・合同練習や練習試合は実施可とするが、実施する場合は十分な感染症対策を取る <p>○市立幼稚園における登園自粛要請解除について通知</p> |